

太陽光発電設備及び蓄電池等の共同購入事業に係る

支援事業者募集要項

令和3年1月

群馬県環境森林部気候変動対策課

太陽光発電設備及び蓄電池等の共同購入事業に係る支援事業者募集要項

【 目 次 】

| | | |
|----|----------|---|
| 1 | 事業の趣旨 | 1 |
| 2 | 応募資格 | 2 |
| 3 | 事業実施の経費 | 2 |
| 4 | 応募書類 | 3 |
| 5 | 事業計画書の作成 | 4 |
| 6 | 質問の受付 | 4 |
| 7 | 審査方法 | 5 |
| 8 | 協定 | 6 |
| 9 | 留意事項 | 7 |
| 10 | 担当窓口 | 8 |

1 事業の趣旨

(1) 事業目的

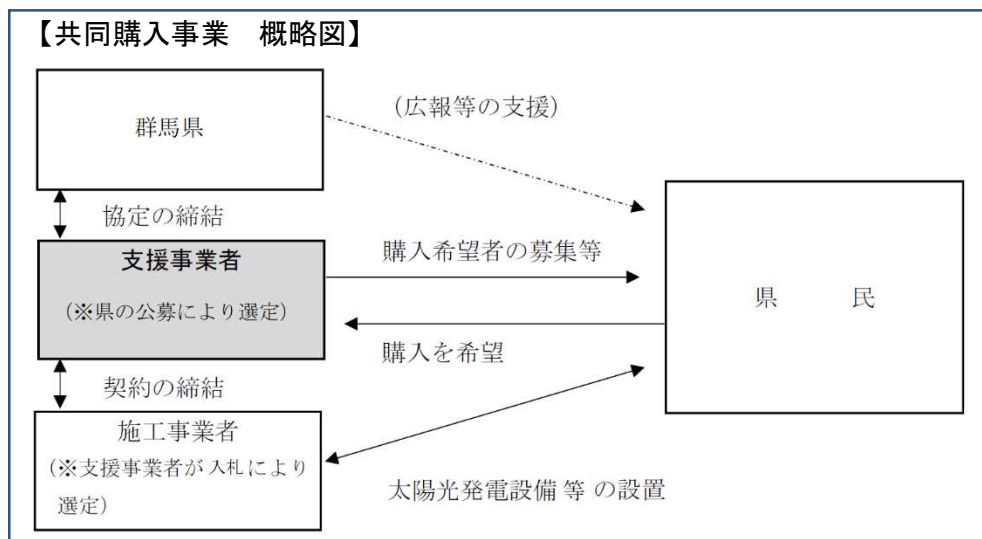
群馬県（以下「県」という。）では、令和元年12月、災害に強く、持続可能な社会を構築するとともに、県民の幸福度を向上させるため、2050年に向けた「ぐんま5つのゼロ」を宣言しました。

本事業は、その宣言2「温室効果ガス排出量ゼロ」、宣言3「災害時の停電ゼロ」を実現するため、住宅用太陽光発電設備、蓄電池、V2H（※）及び電気自動車（EV）（以下「住宅用太陽光発電設備等」という。）の購入希望者を募り、一括して発注し、購入することで設備等導入時の初期費用を低減し、太陽光発電による再生可能エネルギーの導入を促進することを目的とします。

※ V2H (Vehicle to Home) : 電気自動車から家庭に電力を供給するコンバーター

(2) 共同購入事業

県と協定を締結し、共同購入プランを共創した支援事業者が、住宅用太陽光発電設備等の購入希望者を募り、一括して発注することによりスケールメリットを働かせ、設備導入時の初期費用の低減を図る取組です。



(3) 支援事業者の業務内容

別添太陽光発電設備及び蓄電池等の共同購入事業に係る仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

(4) 県の役割

県が有する広報媒体（ホームページ、県広報紙等）を活用して、住宅用太陽光発電設備等の共同購入事業に関する広報等の支援を行います。

2 応募資格

次の要件を全て満たす法人又は複数の法人が共同する共同事業体とします。なお、共同事業体の場合は、全ての構成員が次の要件を全て満たすものとします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4（契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者）に該当しないこと。
- (2) 県の指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 太陽光発電設備及び蓄電池等の共同購入事業に係る募集要項等に示す業務を履行する能力を有すること。

- (4) 本事業又は類似の共同購入事業（※1）の実績があること。

※1 類似の共同購入事業とは、購入を希望するものを募り、その数を取りまとめた上で、販売する事業者を選定し、購入を希望する者と販売事業者とのマッチングをサポートする一連の事業をいいます。

なお、実績等については、事業期間中のものも可能とします。

- (5) 住宅用太陽光発電設備等について精通していること。
- (6) 次の要件を満たすこと。
 - ・ 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。
 - ・ 過去2年以内に銀行取引停止処分を受けている者でないこと。
 - ・ 6ヶ月以内に不渡手形又は不渡小切手を出している者でないこと。
 - ・ 債務不履行により所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされている者でないこと。
 - ・ 県税（※2）その他の租税を滞納していないこと。

※2 県内に事務所を有しない法人については、主たる事務所の所在地の都道府県税に読み替える。

- (7) 本事業を的確に、かつ、継続して行うに足る経理的基礎を有すること。
- (8) 単独で応募した法人は、他で応募する共同事業体の構成員にならないこと。
- (9) 共同事業体の構成員は、単独での応募又は他の共同事業体の構成員として、重複して応募しないこと。
- (10) 共同事業体で応募する場合は代表する法人を定めること。

3 事業実施の経費

本事業に要する経費は、住宅用太陽光発電設備等の施工事業者から得る、契約件数に応じた手数料や自己資金等を充てることとし、県は負担しないものとします。

4 応募書類

(1) 提出先

- ア 受付期間：令和3年1月26日（火）から令和3年2月9日（火）まで
郵送の場合は令和3年2月9日（火）必着
- イ 提出方法：持参又は郵送（特定記録郵便又は簡易書留）
- ウ 提出先：群馬県環境森林部気候変動対策課再生可能エネルギー推進係
〒371-8570 群馬県前橋市大手町1-1-1（16階北側）
持参の場合の受付時間は、平日の9時から17時までです。

(2) 応募書類

- ア 参加申込書（様式1）
- イ 事業計画書（様式3）及び（様式3-1～3-10）
- ウ 事業者調書（様式4）
- エ 応募資格関係確認書類
 - (ア) 誓約書（応募資格関係）（様式5）
 - (イ) 法人登記簿謄本・発行日から3カ月以内のもの
 - (ウ) 群馬県行政県税事務所が発行する県税（全税目）の納税証明書・発行から3カ月以内のもの
※県内に事業所がない方は、本店を管轄する都道府県税事務所が発行するものに代えます。
 - (エ) 税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書（1部）
- オ 財務諸表の写し・最近1カ年のもの、半期決算の場合は2期分
 - (ア) 貸借対照表
 - (イ) 損益計算書
- カ 収支見込等（本事業に関する収支見込及び手数料率（算定の基礎となる資料を含む））（任意様式）
なお、単年度又は複数年度において事業収支が成り立つ計画であること。

(3) 応募書類の返却

応募書類は理由の如何を問わず、返却しませんのでご了承ください。

なお、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。

(4) 応募書類の不備

応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがあります。

(5) その他

- ア 応募は1者1提案とします（共同事業体構成員として参加する場合を含む）。
- イ 応募書類の提出に際しては、正本を1部、副本6部を1セットずつA4ファイルに綴って提出してください。
- ウ 書類提出後の差し替えは認めません（県が補正等を求める場合を除く）。
- エ 応募書類に虚偽の記載をした者は本件への参加資格を失うものとします。

5 事業計画書の作成

以下の項目について、仕様書を参考に事業計画書を作成し提出してください。

なお、仕様書に記載されている内容は最低限実施するものであり、事業計画書には、仕様書記載内容に加えて支援事業者の効果的な提案事項等に関して可能な限り具体的に記載ください。

仕様書に記載されている事業内容が記載されていない場合は、参加が無効となりますのでご注意ください。

- ① 事業の実施体制の構築及び統括責任者等の選任について（様式3-1）
実施体制図（県、支援事業者、施工事業者、購入希望者及び関係事業者等、本事業の実施体制をまとめたもの）（任意様式）
- ② 事業の実績について（様式3-2）
- ③ 事業実施スケジュールについて（様式3-3）
- ④ 購入希望者へ提供する住宅用太陽光発電設備等のプランについて（様式3-4）
- ⑤ 広告宣伝について（様式3-5）
- ⑥ ホームページの構築及び運用等について（様式3-6）
- ⑦ 施工事業者の選定について（様式3-7）
- ⑧ 住宅用太陽光発電設備等の施工及び検査について（様式3-8）
- ⑨ 問合せ対応について（様式3-9）
- ⑩ リスク管理について（様式3-10）

6 質問の受付

(1) 受付期間

募集開始日から令和3年2月1日（月）

(2) 提出方法

質問票（第2号様式）を電子メール（アドレス：kikouhenka@pref.gunma.lg.jp）にて提出してください。質問に対する回答は、県ホームページ（http://www.pref.gunma.jp/04/cp01_00008.html）に掲載し、個別には回答しません。

7 審査方法

(1) 審査方法

ア 審査会において、事業計画書評価基準に基づく事業計画書の審査を行い、最も優れた提案をした者を支援事業者として決定します。

イ 提出書類に対する不明点等については、個別に聞き取りを行います。

(2) 事業計画書評価基準

| 大項目 | 中項目 | 小項目 |
|-----------------|------------------------|--|
| ① 事業主体 (25点) | 実施体制 | 本事業を効果的に実施できる体制がとられているか。 (技術者、専門員の配置、組織、人員、サポート体制等) |
| | 事業実績 | 本事業又は本事業に類似した事業の実績はあるか。 |
| | 財務状況 | 事業者の経営状況は安定しているか。 |
| ② 事業内容 (50点) | 住宅用太陽光発電設備等のプラン | 住宅用太陽光発電設備等の種類・性能・価格は、適切であるか。 |
| | 購入希望者の募集 (広告宣伝) | 効果的、効率的な広告宣伝の手法(使用する媒体)や内容となっているか。 |
| | 施工事業者の選定 | 財務状況、人員、施工実績等を考慮して、安全に住宅用太陽光発電設備等を設置できる選定方法がとられているか。 |
| | 施工検査 | 住宅用太陽光発電設備等の施工に関して、専門的知見を有する者による実施体制、実施方法がとられているか。 |
| | 問合せ対応 (コールセンターの設置等) | ・事業全体の問合せ、苦情、トラブルに対応できる運用体制、運用方法がとられているか。 ・専門的知見を有する者による、研修、マニュアルの作成がなされているか。 |
| | リスク管理 | 想定されるリスクへの対応策が講じられているか。 (購入辞退者を減らす方策、購入希望者に関するトラブル防止策(想定される全般的なトラブル防止策)、施工事業者の在庫余りを防止する方策等) |
| ③ 総合評価 (25点) | 事業計画 (総合評価) | 事業内容の創意工夫、具体性、実現可能性等(募集から施工までの円滑な事業運営、支援事業者が一定のリスクを負うか等)を含めた本事業全体の総合評価。 |
| 100点 | — | — |

※②事業内容のうち、問合せ対応、リスク管理については、できるだけ具体的な提案内容を記載してください。

※審査委員の平均得点が60点を下回る場合は、不採用とします。

※審査委員の合計得点が最も高い提案を採用します。

※合計得点が同点であった場合は、次の方法で選定します。

(1) 「② 事業内容」の合計得点が最も高い提案を採用する。

(2) (1)で同点であった場合は、「③ 総合評価」の合計得点が最も高い提案を採用する。

(3) (2)で同点であった場合は、審査会の審議で選定する。

(3) 審査結果

ア 審査結果については、各申込者に通知します。

イ 支援事業者については、協定締結後、県ホームページ

(https://www.pref.gunma.jp/04/bl01_00001.html)において公表します。

ウ 選定結果の概要については公表しますが、審査の経過については非公表とします。

(4) 応募が無効となる場合

応募書類が以下の項目に該当する場合には、応募を無効とする場合があります。

ア 提出期限を過ぎて応募書類が提出された場合。

イ 応募書類に虚偽の記載があった場合。

ウ 応募資格に該当しないことが判明した場合。

エ 参加申込書の審査において基準を満たさないと判断された場合。

オ 事業者の選定に係る公平性に影響を与える行為があった場合。

カ 要項及び仕様書に記載の実施事項が事業計画書に記載されていない場合。

8 協定

(1) 協定締結について

ア 支援事業者とは、協定の内容について別途協議を行い、協議が整った場合には、協定を締結となります。

なお、協議が整わない場合は、次点者と同様の手続きを行います。

また、事業の実施に当たっては、県と支援事業者の「官民共創」によりプランを協議します。この際、実施内容について変更が生じる場合があります。

イ 支援事業者に決定した日から協定締結の日までの間において、次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当したときは、協定を締結しないことがあります。

(ア) 県の指名停止措置を受けた者

(イ) 県を当事者の一方とする契約に関し、入札談合等を行ったことにより損害賠償の請求を受けた者

(2) 協定期間について

協定期間は、協定締結日から令和4年3月31日まで（※本事業の実績等を勘案し、期間満了の1ヶ月前までに当事者の一方から書面による協定終了の申し出がないときは、同協定と同一条件で1年間継続することとし、以後も同様とします。）

なお、仕様書に記載の年度については、協定期間を継続した場合は都度、当該年度に読み替えることとします。

9 留意事項

(1) 提出書類の取扱い・著作権

応募の際に提出された書類に係る著作権は、支援事業者に帰属します。ただし、本事業に係る場合に限り、県は応募書類に記載されたデータを使用できるものとします。

また、本事業の実施に伴い発生する著作権（著作権法第21条から第28条までの権利）は、原則、著作者の許可を得ず、県は無償で使用することができるものとします。

(2) 支援事業者は、下記の事項について留意することとします。

ア 支援事業者は、県を代理する権限を有するものでないこと。

イ 県が支援事業者の資力・信用を保証するものでないこと。

(3) 県からの提示資料の取扱い

県が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用しないこと。

(4) 共同事業体の構成員の変更は認めません。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、県と協議を行い、県がこれを認めたときはこの限りではありません。

(5) 提出書類の変更禁止

原則として提出書類の変更はできません。なお、県は必要に応じ、提出書類以外に資料や図面等の提出を求める場合があります。

(6) 提出書類の保管

申込内容について照会、確認を行う場合があるので、申込書類一式は、必ず写しを協定期間終了まで保管してください。

(7) 個人情報の適正な管理

ア 支援事業者は、群馬県個人情報保護条例を遵守すること。

イ 購入希望者の個人情報については、県・支援事業者・施工事業者間で共有する旨、購入希望者から承諾を得ること。また3者においてのみ情報を共有し、本事業以外には情報を利用しないこと。

(8) 参加申込受付後の取扱い

申込状況及び審査に関する質疑、照会には応じられません。

10 担当窓口

群馬県環境森林部気候変動対策課再生可能エネルギー推進係

住所：〒371-8570 群馬県前橋市大手町1-1-1

電話：027-897-2752（直通）